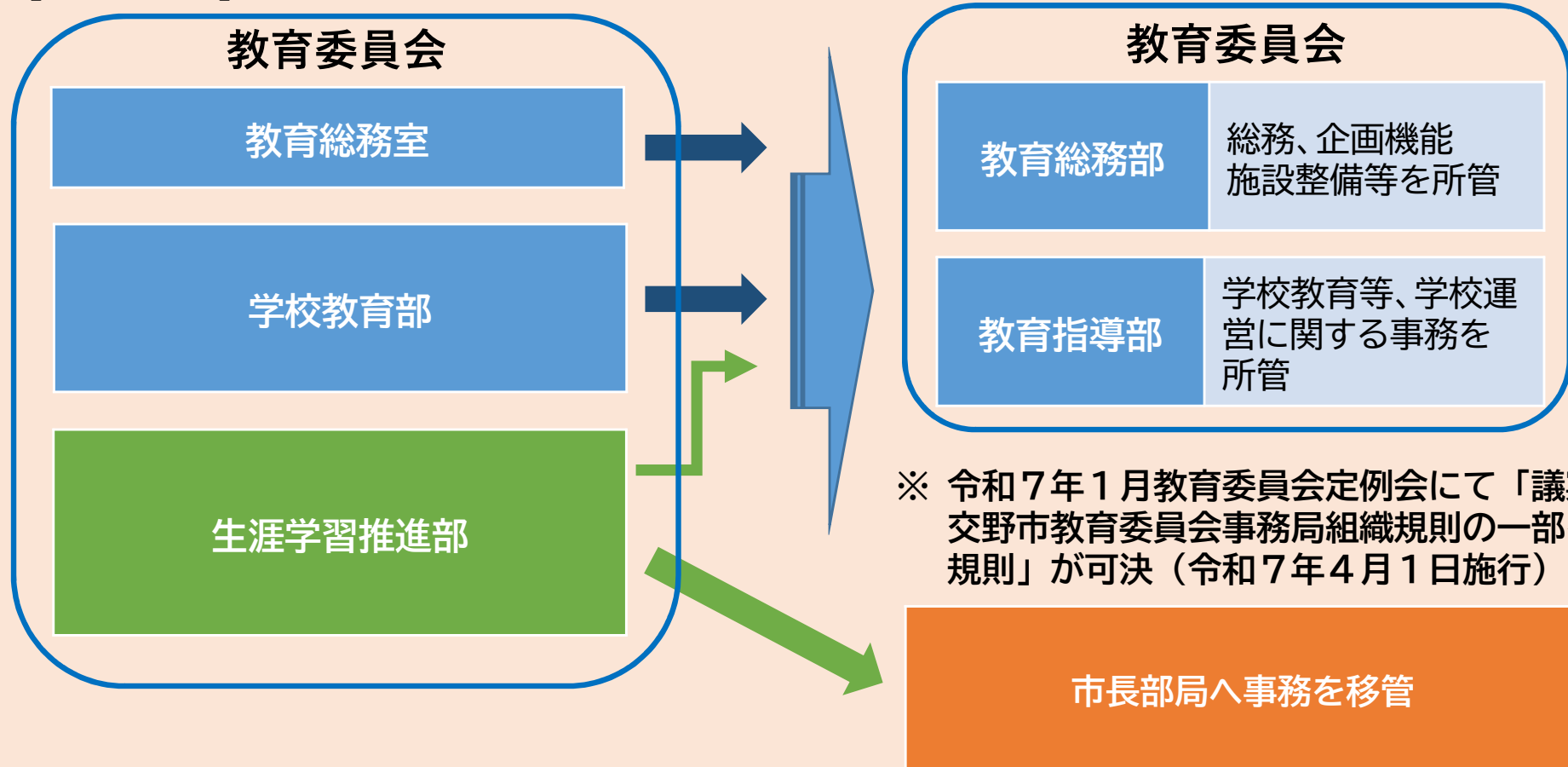


議案第6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例 について

1. 条例改正の目的

令和7年4月1日付け機構改革に伴い、市教育委員会事務局において、教育指導部が学校教育等、学校運営に関する事務を所管することから、関連する条例における所要の改正を行う。

【イメージ】



※ 生涯学習推進部所管事務のうちPTA協議会等の一部事務は引き続き教育委員会が所管

議案第6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例 について

2. 条例改正の主な内容

関係する以下の条例において「学校教育部」と規定する部分について「教育指導部」に改める。

（第1条関係）

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第10条

（第2条関係）

交野市いじめ問題対策連絡協議会条例第7条

（第3条関係）

交野市立学校いじめ対策審議会条例第9条

3. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

議案の 件名	議案第6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の 一部を改正する条例について			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）		
	〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会について定めるもの。 ・ 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例 交野市いじめ問題対策連絡協議会について定めるもの。 ・ 交野市立学校いじめ対策審議会条例 交野市立学校いじめ対策審議会について定めるもの。 		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
令和7年4月1日付け機構改革に伴い、市教育委員会事務局において、教育指導部が学校教育等、学校運営に関する事務を所管することから、関連する条例における所要の改正を行う。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和6年12月 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決 令和7年1月 交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則が可決（令和7年4月1日施行）		まちづくりの目標		目標	—		
		政策分野または経営方針		分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
		施策		施策	行政資源の最適な活用		
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
		学校教育部		指導課		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等	

第1条関係 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>教育指導部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部</u> において処理する。

第2条関係 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年条例第13号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>教育指導部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>学校教育部</u> において処理する。

第3条関係 交野市立学校いじめ対策審議会条例（平成29年条例第14号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>教育指導部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>学校教育部</u> において処理する。